

◎新潟県告示第751号

騒音規制法（昭和43年法律第98号）第3条第1項の規定に基づき、騒音規制法による騒音規制地域指定（昭和47年4月新潟県告示第440号）の一部を次のように改正する。

平成27年5月8日

新潟県知事 泉田 裕彦

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後				改正前					
(1) (略)				(1) (略)					
(2) 規制基準				(2) 規制基準					
区域の区分\時間の区分		昼間	朝夕	夜間	区域の区分\時間の区分		昼間	朝夕	夜間
(略)				(略)					
ただし、第3種区域および第4種区域の区域内に所在する次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における規制基準は、上表の当該各欄に定める当該値から5デシベルを減じた値とする。				ただし、第3種区域および第4種区域の区域内に所在する次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における規制基準は、上表の当該各欄に定める当該値から5デシベルを減じた値とする。					
1～5 (略)				1～5 (略)					
<u>6 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園</u>									